

○草加市建築審査会条例

平成5年12月21日

条例第25号

改正 平成11年12月22日条例第27号

平成18年3月24日条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第83条の規定に基づき、草加市建築審査会（以下「審査会」という。）の組織、議事その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人をもって組織し、法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関し優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、市長が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、任期が満了した場合には、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

(会長)

第4条 審査会に会長及び会長代理各1人を置き、会長及び会長代理は、委員の互選による。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長代理が、その職務を代理する。

(招集)

第5条 審査会は、会長が招集する。

2 会長は、緊急やむを得ない場合を除き、開会の3日前までに、会議の日時、場所及び事案を示して、招集の通知をしなければならない。

3 会長は、次の各号の一に該当する場合は、会議を招集しなければならない。

(1) 法の規定に基づき市長から同意を求められたとき。

(2) 草加市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成18年条例第23

号)の規定に基づき市長から同意を求められたとき。

- (3) 法の規定に基づき裁決をする必要があるとき。
- (4) 市長から諮問があったとき。
- (5) 委員の過半数の者から、審査会に付議する事案を示して、招集の請求があったとき。
- (6) その他会長が必要と認めたとき。

(平18条例23・一部改正)

(会議)

第6条 会長は、会議の議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、公開とする。ただし、法第94条第3項の規定に基づき口頭審査を行う場合を除くほか、裁決の評議その他議長が公開を不相当と認めるときは、この限りでない。

(関係者の出席)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(専門調査員)

第8条 審査会に必要に応じ、専門調査員を置くことができる。

- 2 専門調査員は、学識経験者又は市職員のうちから市長が任命する。
- 3 専門調査員は、会長の命を受けて専門の事項を調査する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(平11規則27・旧第10条繰上)

附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年条例第27号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成18年条例第23号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、稲荷一丁目地区地区計画の決定の告示の日から施行する。  
(告示の日＝平成18年3月31日)